

函館市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の名、住所および略歴を記載した書類

(4) 法人の組織および沿革を記載した書類ならびに事務分担を記載した書類

(5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書および貸借対照表またはこれらに相当する書類

(6) 当該事業年度の事業計画書および収支予算書またはこれらに相当する書類

(7) 申請者またはその母体となっている組織の過去のまちづくり活動の実績を示す書類

(8) 法第119条に規定する業務に関する計画書

(9) 前各号に掲げるもののほか、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動の目的としていること。
- (2) 申請者またはその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。
- (3) 函館市内に事務所を有し、函館市が策定する函館市立地適正化計画の対象区域内でまちづくり活動を行うと認められること。
- (4) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (6) 業務を行うにあたって関係行政機関や他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること。
- (7) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年函館市条例第15号)第2条第1号に掲げる暴力団または第2号に掲げる暴力団員でないこと。

2 市長は、申請者を都市再生推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の指定をしたときは、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、法第118条第4項の規定により当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 都市再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第5条 都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書および収支予算書またはこれらに相当する書類を市長

に提出するものとする。

2 都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書および貸借対照表またはこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、業務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第121条第1項の規定により、都市再生推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(改善命令)

第6条 市長は、法第121条第2項の規定により、都市再生推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、都市再生推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、法第121条第3項の規定により、都市再生推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。この場合において、市長は、法第121条第4項の規定により公示するものとする。

2 市長は前項の規定による指定の取消を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

都市再生推進法人指定申請書

年 月 日

函館市長 様

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の名、住所および略歴を記載した書類
- 4 法人の組織および沿革を記載した書類ならびに事務分担を記載した書類
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書および貸借対照表またはこれらに相当する書類
- 6 当該事業年度の事業計画書および収支予算書またはこれらに相当する書類
- 7 指定前のまちづくり活動実績を示す書類
- 8 指定後の予定業務に関する計画書
- 9 その他、都市再生推進法人の業務に関し参考になる書類

都市再生推進法人指定書

函 都 景
年 月 日

法人の住所

法人の名称

函館市長

年 月 日付の都市再生推進法人指定申請については、審査の結果、函館市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項各号のいずれにも該当すると認められることから、都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人として指定します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守し、都市再生のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

- 1 指 定 番 号：
- 2 法 人 の 名 称：
- 3 法 人 の 住 所：
- 4 事 務 所 の 所 在 地：
- 5 業 務：

様式第3号（第4条関係）

名称等変更届出書

年 月 日	
函館市長 様	
都市再生推進法人の住所 都市再生推進法人の名称 代表者氏名	
都市再生特別措置法第118条第3項の規定により届け出ます。	
指定年月日	年 月 日
変更予定年月日	年 月 日
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> その他
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

様式第4号（第4条関係）

業務変更報告書

年 月 日

函館市長 様

都市再生推進法人の住所
都市再生推進法人の名称
代表者氏名

函館市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第3項の規定により届け出ます。

指定年月日	年 月 日	
変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		